

奈良県住民基本台帳法施行条例施行規則をここに公布する。

平成二十六年十月十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第二十七号

奈良県住民基本台帳法施行条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県住民基本台帳法施行条例（平成十四年三月奈良県条例第四十五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法)

第二条 条例第四条の規定による本人確認情報の提供は、電子計算機によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）の送付の方法に関する技術的基準については、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成十四年総務省告示第三百三十四号）の例によるものとする。

(条例別表第一の規則で定める事務)

第三条 条例別表第一の規則で定める事務は、別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に定める事務とする。

(条例別表第二の規則で定める事務)

第四条 条例別表第二の規則で定める事務は、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に定める事務とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(奈良県恩給等支給規則の一部改正)

2 奈良県恩給等支給規則（昭和三十四年十一月奈良県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「昭和の偶数年」を「西暦の奇数年」に改め、同条に次の三項を加える。

2 知事は、支給期月の前月において、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の八第一項の規定により受給者又はその恩給等に加算若しくは加算さ

れている額の対象者に係る本人確認情報（同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受け、当該者の生存の事実を確認するものとする。

3 知事は、前項の規定により本人確認情報の提供を受け、生存の事実が確認されなかつた受給者に対しては、前項の支給期月以後に支払うべき恩給等の支給を差し止めることができる。

4 第一項の書類は、事実が知事に明らかな場合又は公の証明書がある場合において知事がこれを承認したときは、その承認をもつてこれに代えることができる。

第九号様式から第十三号様式までの規定中「昭和三十七年」を「昭和」に改める。

第十五号様式中「昭和三十七年」を「昭和」に、「昭和三十七年」を「昭和」に改める。

（県吏員職員退隠料条例施行規則の一部改正）

3 県吏員職員退隠料条例施行規則（昭和三十七年五月奈良県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第三十三条中「昭和の奇数年」を「西暦の偶数年」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の書類は、事実が知事に明らかな場合又は公の証明書がある場合において知事がこれを承認したときは、その承認をもつてこれに代えることができる。

附則第一号様式、附則第二号様式及び第一号様式から第五号様式までの規定中「昭和」を「昭和」に改める。

第五号様式の二中「昭和」を「昭和」に、「昭和」を「昭和」に改める。

第五号様式の三から第十二号様式までの規定中「昭和」を「昭和」に改める。

第十二号様式の二中「昭和」を「昭和」に、「昭和」を「昭和」に改める。

第十二号様式の三から第十六号様式までの規定中「昭和」を「昭和」に改める。

第十七号様式中「昭和」を「昭和」に、「昭和」を「昭和」に改める。

「四」に改める。

第十八号様式及び第十九号様式中「五」を「
四」に改める。

（火薬類取締法施行細則の一部改正）

4 火薬類取締法施行細則（昭和三十六年七月奈良県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の表二の項下欄イ中「写し」の下に「。ただし、知事が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の八第一項の規定により本人確認情報（同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報をいう。）を利用することができる場合は、この限りでない。」を加える。

（高圧ガス保安法施行細則の一部改正）

5 高圧ガス保安法施行細則（平成十三年三月奈良県規則第八十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「写し」の下に「。ただし、知事が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の八第一項の規定により本人確認情報（同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。）を利用することができる場合は、この限りでない。」を加える。

第三条第二項第一号、第五条第二項第一号、第六条第二項第一号、第九条第二項第一号及び第十一条第二項第一号中「写し」の下に「。ただし、知事が住民基本台帳法第三十条の八第一項の規定により本人確認情報を利用することができる場合は、この限りでない。」を加える。

第十四条第三項に次のただし書を加える。

ただし、知事が住民基本台帳法第三十条の八第一項の規定により本人確認情報を利用することができる場合は、この限りでない。

（奈良県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正）

6 奈良県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和四十五年三月奈良県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項に次のただし書を加える。

ただし、知事が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の八第一項の規定により本人確認情報（同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報

をいう。以下同じ。）を利用することができる場合は、第一号に掲げる書類を添付することを要しない。

第七条第一項第一号ア中「であつた者」を削り、同号イを次のように改める。

イ 加入者の住民票の写し（対象者の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合は、戸籍（除籍）の抄本。以下同じ。）

第七条第一項第一号ウ中「戸籍の抄本」を「住民票の写し」に改め、同項第二号イ中「であつた者の戸籍の抄本」を「の住民票の写し」に改める。

第九条第一項第一号ア中「戸籍の抄本」を「住民票の写し」に改め、同号イ中「であつた者の戸籍の抄本」を「の住民票の写し」に改め、同項第二号中「であつた者及び心身障害者であつた者の除籍の謄本」を「及び心身障害者の住民票の写し」に改める。

第十条の二第一項に次のただし書を加える。

ただし、知事が住民基本台帳法第三十条の八第一項の規定により本人確認情報を利用することができる場合は、次に掲げる書類を添付することを要しない。

第十一条第二項中「年金受給権者であつた者の除籍の抄本又は」を「年金受給権者の」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、知事が住民基本台帳法第三十条の八第一項の規定により本人確認情報を利用することができる場合は、当該住民票の写しを添付することを要しない。

第十一条第三項中「戸籍の抄本又は」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、知事が住民基本台帳法第三十条の八第一項の規定により本人確認情報を利用することができる場合は、当該住民票の写しを添付することを要しない。

第一号様式中「写し」を「写し（県内に住民票を有する加入申込者及びその扶養する心身障害者に係るものを除く。）」に改める。

第十三号様式中「であつた者の死亡証明書」を「の死亡診断書」及び「であつた者の除籍の抄本」を「の消除された住民票の写し（加入者の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合は、除籍の抄本）」及び「戸籍抄本」を「住民票の写し（心身障害者及び年金管理者の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合は、戸籍の抄本）」及び「であつた者の戸籍の抄本」を「の住民票の写し（加入者の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合は、戸籍の抄本）」に改める。

第二十一号様式(表)中「であつた者の戸籍の抄本」を「の住民票の写し（加入者の氏

名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合は、戸籍の抄本」及び「であつた者の除籍の抄本」や「の消除された住民票の写し（心身障害者の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合は、除籍の抄本）」及び「であつた者及び心身障害者であつた者の除籍の謄本」や「及び心身障害者の消除された住民票の写し（加入者及び心身障害者の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合は、除籍の抄本）」及び「（職）中「であつた者」を含む。

第二十四号様式の中に「抄本」や「抄本」。ただし、県内に住民票を有する加入者及び心身障害者に係るものを除く。」とある。

第二十六号様式中「であつた者の除籍の抄本又は住民票の写し」や「の消除された住民票の写し（年金受給権者の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合は、除籍の抄本）。ただし、県内に住民票を有する年金受給権者に係るものを除く。」とある。

第二十九号様式中「の戸籍の抄本又は住民票の写し」や「の住民票の写し（年金受給権者の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合は、戸籍の抄本）。ただし、県内に住民票を有する年金受給権者に係るものを除く。」とある。

（薬事法施行細則の一部改正）

7 薬事法施行細則（平成十二年十二月奈良県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第六条中「次に掲げる書類」を「配置しようとする区域の配置販売業の許可証の写し（以下この項において「許可証の写し」という。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該配置販売業の許可を県内で受けている場合は、許可証の写しを省略することができる。

第六条各号を削る。

第八条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

（奈良県屋外広告物条例施行規則の一部改正）

8 奈良県屋外広告物条例施行規則（昭和三十五年六月奈良県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第一項第五号中「抄本」の下に「。ただし、知事が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の八第一項の規定により本人確認情報（同法第

三十条の五第一項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。）を利用することができる場合は、この限りでない。」に改める。

第八条の三第二項第一号イ中「抄本」の下に「。ただし、知事が住民基本台帳法第三十条の八第一項の規定により本人確認情報を利用することができる場合は、この限りでない。」に改める。

別表第一（第三条関係）

本人確認情報を利用することができる事務

区 分	事 務
条例別表第一第一号 の規則で定める事務	一 安否の確認を要する県民の氏名、性別、住所及び生年月日の確認 二 県民の住所地の市町村長に対する当該県民の安否の確認をするために必要な情報の提供
条例別表第一第二号 の規則で定める事務	一 給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 二 給付を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査 三 給付を受ける権利を有する者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
条例別表第一第三号 の規則で定める事務	一 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び奈良県税条例（昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号）による県税（地方税法第四十八条第一項又は第二項の規定により徴収する個人の市町村民税、奈良県産業廃棄物税条例（平成十五年三月奈良県条例第四十三号）第十七条の規定により賦課徴収する産業廃棄物税及び地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十

年法律第二十五号) 第十条の規定により賦課徴収する
地方法人特別税を含む。) の賦課又は徴収(当該県税
に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加
算金及び滞納処分費の徴収を含む。) に関する次に掲
げる者(当該者が法人(当該法人が合併した場合にあ
つては合併後存続する法人又は合併により設立され
た法人を、当該法人が分割した場合にあつては当該分
割により事業を承継した法人を含む。) である場合に
あつては当該法人の役員とし、法人でない団体で代表
者又は管理人の定めのあるものである場合にあつては
当該代表者又は管理人とする。) の生存の事実又は氏
名、住所若しくは生年月日の確認

ア 納税者、特別徴収義務者若しくは納税義務者又は
これらの納税管理人、第二次納税義務者、担保を提
供した者、保証人その他の納税義務者と認められる
者(以下この項において「納税者等」という。)

イ 納税者等の相続人

ウ 納税者等が有する財産上に質権、抵当権、先取特
権、留置権、地上権、賃借権その他の権利を有する
者

エ 納税者等が譲渡した財産でその譲渡により担保の
目的となつてゐるものの権利者

オ 納税者等が有する財産を占有している第三者若し
くはこれを占有していると認めるに足りる相当の理
由がある第三者又は当該財産の保管者

カ 納税者等に対し債権若しくは債務があり、又は納
税者等から財産を取得したと認めるに足りる相当の
理由がある第三者

キ 国税徴収法(昭和三十四年法律第四百十七号)第
百四十二条第二項の搜索に係る第三者又は滞納者の

親族その他の特殊関係者

ク アからキまでに掲げる者のほか、地方税法の規定による徴税吏員の質問検査権により調査の必要があると認められる者

ケ 過誤納金若しくは還付金の還付を受けるべき者若しくはその相続人又は過誤納金若しくは還付金の還付の受取について正当な権限を有する者

二 次に掲げる申請若しくは申告の受理、その申請若しくは申告に係る事実についての審査又はその申請若しくは申告に対する応答

ア 奈良県税条例第三十七条の四第四項又は第三十七条の十三第四項の申告

イ 奈良県税条例第五十条又は第六十三条の減免の申請

ウ 奈良県税条例第五十四条の九第一項の交付の申請

条例別表第一第四号
の規則で定める事務

一 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三条第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十八条の十の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

三 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第八条（同法第三十五条の四において準用する場合を含む。）又は第三十八条の十第二項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

四 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第二十九条第一項の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応

		五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十二条第一項の認定の更新の受理、その更新に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
条例別表第一第五号の規則で定める事務	一 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第五条の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二 火薬類取締法第三十一条第三項の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 三 火薬類取締法第三十一条第七項において準用する同法第十七条第七項の書換の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	
条例別表第一第六号の規則で定める事務	一 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五条第一項又は第十六条第一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二 高圧ガス保安法第五条第二項、第十七条の二第一項、第二十条の四又は第二十四条の二第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 三 高圧ガス保安法第二十九条第三項の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 四 高圧ガス保安法施行細則（平成十三年三月奈良県規則第八十七号）第十四条第三項に規定する製造保安責任者免状又は販売主任者免状の書換えの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	

			条例別表第一第七号 の規則で定める事務 一 奈良県心身障害者扶養共済制度条例（昭和四十五年三月奈良県条例第四十二号）第五条第一項の規定による加入の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答 二 奈良県心身障害者扶養共済制度条例第十六条の二第二項の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答 三 奈良県心身障害者扶養共済制度条例第二十条第二項第五号若しくは第五項の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 四 奈良県心身障害者扶養共済制度条例第二十条第六項の調査又はその調査に係る事実についての審査	する応答
		条例別表第一第八号 の規則で定める事務 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第十三条第一項、第三十一条の六第一項、第三十二条第一項、附則第三条第一項若しくは附則第六条第一項に規定する資金の貸付けを受けた者若しくはその保証人又はこれらの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第十三条第一項、第三十一条の六第一項、第三十二条第一項、附則第三条第一項若しくは附則第六条第一項に規定する資金の貸付けを受けた者若しくはその保証人又はこれらの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	
	条例別表第一第九号 の規則で定める事務	児童扶養手当の過誤払による返還金に係る債権の回収に関する受給資格者又はその相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	奈良県看護師等修学資金貸与条例（昭和三十七年三月奈良県条例第五十号）による修学資金の貸与を受けた者若しくは連帯保証人若しくはこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	
条例別表第一第十号 の規則で定める事務	奈良県看護師等修学資金貸与条例（昭和三十七年三月奈良県条例第五十号）による修学資金の貸与を受けた者若しくは連帯保証人若しくはこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認			

条例別表第十一 号の規則で定める事 務	奈良県緊急医師確保修学資金貸与条例（平成十九年十二 月奈良県条例第二十四号）による修学資金の貸与を受け た者若しくは連帯保証人又はこれらの相続人の生存の事 実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
条例別表第十二 号の規則で定める事 務	奈良県医師確保修学研修資金貸与条例（平成二十年三月 奈良県条例第四十二号）による修学研修資金の貸与を受 けた者若しくは連帯保証人又はこれらの相続人の生存の 事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
条例別表第十三 号の規則で定める事 務	奈良県がん対策推進条例（平成二十一年十月奈良県条例 第十三号）第十二条第一項のがん登録に係るがん患者の 生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
条例別表第十四 号の規則で定める事 務	一 薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第三十三 条第一項の交付の申請の受理、その申請に係る事実 についての審査又はその申請に対する応答 二 薬事法施行細則（平成十二年十二月奈良県規則第三 十二号）第八条第一項に規定する配置従事者身分証明 書の書換え交付の申請の受理、その申請に係る事実 についての審査又はその申請に対する応答
条例別表第十五 号の規則で定める事 務	一 奈良県屋外広告物条例（昭和三十五年四月奈良県条 例第十七号）第十五条の二第一項の登録（同条第三項 の登録の更新を含む。）の申請の受理、その申請に係 る事実についての審査又はその申請に対する応答 二 奈良県屋外広告物条例第十五条の二の四第一項の届 出の受理又はその届出に係る事実についての審査

条例別表第一第十六号の規則で定める事務	農業取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第八条第一項若しくは第二項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
条例別表第一第十七号の規則で定める事務	一 肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第四条第一項若しくは第二項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二 肥料取締法第十三条第一項若しくは第二項の書換交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 三 肥料取締法第十六条の二、第二十二条若しくは第二十三条の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
条例別表第一第十八号の規則で定める事務	一 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第三条第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二 遊漁船業の適正化に関する法律第三条第二項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 三 遊漁船業の適正化に関する法律第七条第一項の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
条例別表第一第十九号の規則で定める事務	次に掲げる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 ア 奈良県営住宅条例（昭和三十九年四月奈良県条例第二号）第十七条第一項の規定により徴収を受ける

	者又はその相続人及び徴収を受ける者の連帯保証人又はその相続人 イ 奈良県営住宅条例第三十八条第一項の規定による明渡し請求を受ける者 ウ 奈良県営住宅条例第三十八条第二項の入居者又はその相続人 エ 奈良県営住宅条例第四十八条の九第二項の規定による自動車の移動の命令を受ける者又はその相続人及び徴収を受ける者の連帯保証人又はその相続人
--	---

別表第二（第四条関係）

知事以外の執行機関で本人確認情報を利用することができる事務

区 分	事 務
条例別表第二教育委員会の項の規則で定める事務	奈良県高等学校等奨学金貸与条例（平成十四年三月奈良県条例第四十九号）による高等学校奨学金の貸与を受けた者若しくはその連帯保証人又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
条例別表第二選挙管理委員会の項第一号の規則で定める事務	公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条第一項から第三項まで又は第八十六条の四第一項若しくは第二項の届出の受理又はこれらの届出に係る事実についての審査
条例別表第二選挙管理委員会の項第二号の規則で定める事務	公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十一条の告示に係る事実についての審査
条例別表第二公安委	次に掲げる者（当該者が法人（当該法人が合併した場合

員会の項の規則で定める事務

にあつては、合併後存続する法人又は合併により設立された法人を含む。以下この項において同じ。）である場合はその役員又は清算人とし、法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものである場合にあってはその代表者又は管理人とする。）の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

ア 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第五十条の四第四項の規定による放置違反金の納付命令を受ける者

イ 道路交通法第五十一条の四第六項の規定による通知を受ける者

ウ 道路交通法第五十一条の四第十三項の規定による督促を受ける者

エ 道路交通法第五十一条の四第十四項の規定による放置違反金等の徴収を受ける者